

これは謄本である。

令和 4 年 7 月 22 日

広島地方裁判所民事第1部

裁判所書記官

西谷博之



令和4年(モ)第106号 裁判官に対する忌避の申立て事件

決 定

広島県庄原市三日市町309

申 立 人 . 高 野 邦 夫

主 文

5

本件申立てを却下する。

理 由

申立人は、広島地方裁判所三次支部令和4年(ワ)第14号損害賠償請求事件の  
担当裁判官である裁判官加藤弾(以下「本件裁判官」という。)が、申立人を原告  
とする別訴である同支部令和3年(ワ)第29号事件において、申立人に不利な判  
断をしたことなどから、本件裁判官には民訴法24条1項の「裁判の公正を妨げる  
べき事情」があると主張して、本件裁判官の忌避を申し立てた。

10

しかし、「裁判の公正を妨げるべき事情」とは、裁判官と当該事件の当事者との  
関係や当該事件の内容等に鑑み、当該裁判官が不公平な裁判をするとの懸念を当事  
者に生じさせるに足りる客観的事情をいうものと解されるところ、申立人の主張  
は、要するに、自分の主張が取り上げられそうにないという主観的不満を述べるも  
のであり、上記客観的事情に該当しないものであることが明らかであるから、本件  
申立てには理由がない。

15

令和4年7月22日

広島地方裁判所民事第1部

20

裁判長裁判官

絹 川 泰



裁判官

小 野 本



裁判官

斉 藤 あ ゆ み



25